

所沢市建設工事における技術者の専任に関する取扱い

1 目的

この取扱いは、所沢市が発注する建設工事において、建設業法で定める主任技術者の専任に係る必要な事項を定め、もって建設工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この取扱いにおいて適用される工事の範囲は、建設業法第 26 条、同法施行令第 27 条に規定される請負代金額が 4,500 万円（建築一式工事にあつては 9,000 万円）以上の工事で主任技術者が工事現場ごとに専任で配置される工事とする。

3 専任の主任技術者が兼務を行うことができる工事

- (1) 2 で定める工事は、工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ工事現場の相互の間隔が 10 キロメートル程度の範囲内にある工事とする。
- (2) 兼務可能となる対象の工事は建設業法施行令第 27 条第 1 項に規定される建設工事とする。
- (3) 3 (1) の施工にあたり相互に調整を要する工事については、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等を含むものとする。

4 工事現場の相互の間隔

3 (1) において定める工事現場の相互の間隔が 10 キロメートル程度とは、現場間の直線距離で 10.0 キロメートル以内のものとする。

5 同一の主任技術者が兼務できる工事の数

専任が必要な工事を含む同一の主任技術者が兼務できる工事の数は 2 件とする。ただし、建設業法施行令第 27 条第 2 項に規定される密接な関係のある 2 以上の建設工事を同一の場所で施工するものにあつてはこの限りではない。

6 提出書類

- (1) 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、落札候補者となった時点で発注者に次に定める書類を提出するものとする。

ア 専任を要する主任技術者の兼務届出書（様式）

- (2) 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、既に主任技術者として配置されている建設工事の発注者に (1) で定める書類の写しを提出するものとする。

7 留意事項

この取扱いは、監理技術者には適用されないものとする。

8 適用日

この取扱いは、令和 7 年 2 月 1 日から適用し、請負契約の時点にかかわらず、同日以降は全ての工事について改正後の金額要件が適用されることとなる。